

第六回 東京都食品安全情報評価委員会 次第

平成 17 年 1 月 14 日(金)
午後 2 時 開 会
都庁第一本庁舎 42 階
特 別 会 議 室 A

1 開会

2 議事

- (1) 前回の審議概要について(資料 1)
- (2) 「健康食品」専門委員会の検討経過について(資料 2)
- (3) 安全性情報の取扱いについて(資料 3)
- (4) 食品安全情報レポートの作成に当たっての課題について(資料 4)
- (5) 安全性情報の検討について(資料 5・6)
- (6) 関澤委員からの提供情報について(資料 7)
- (7) その他(資料 8)

3 今後の予定

4 閉会

【資料】

- 資料 1 第五回東京都食品安全情報評価委員会の概要
- 資料 2 「健康食品」専門委員会の検討経過報告
- 資料 3 食品安全情報評価委員会における安全性情報の取扱いについて
- 資料 4 食品安全情報レポートの作成に当たっての課題
- 資料 5 食品安全情報レポート(案)
- 資料 6 安全性情報の取扱い(委員長案)
- 資料 7 魚介類を食べることのリスクとベネフィット
- 資料 8 カンピロバクター食中毒の発生を低減させるために(報告後の対応)
- 参考資料 食品安全推進計画の考え方(中間のまとめ)概要

東京都食品安全情報評価委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

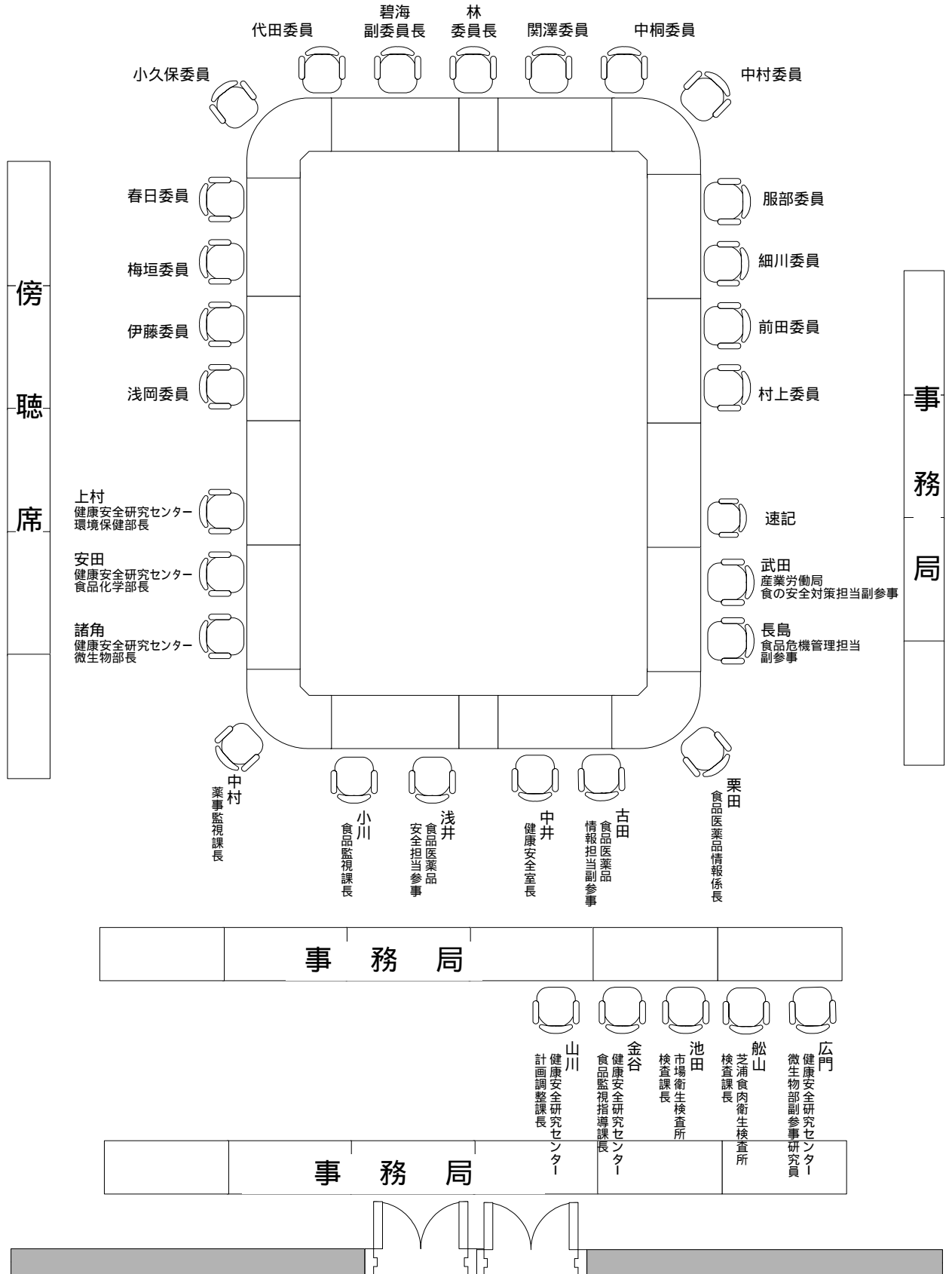
氏 名	所 属 等
あおみ ゆき 碧 海 西 葵	消費生活アドバイザー
あさおか やすこ 浅 岡 康 子	公募委員
いとう たけし 伊 藤 武	麻布大学客員教授
うめがき けいぞう 梅 垣 敬 三	(独)国立健康・栄養研究所食品表示分析・規格研究部 健康影響評価研究室長
おおさわ もとやす 大 沢 基 保	帝京大学薬学部教授
かすが ふみこ 春 日 文 子	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部第三室長
きむら みつえ 木 村 光 江	都立大学法学部教授
こくぼ やたらう 小久保 彌太郎	(社)日本食品衛生協会技術参与
しろた まりこ 代 田 眞 理 子	(財)食品薬品安全センター秦野研究所毒性部 毒性学研究室
せきざわ じゅん 関 澤 純	徳島大学総合科学部教授
なかぎり ヒロミ 中 桐 ヒロミ	公募委員
なかむら あきこ 中 村 明 子	共立薬科大学客員教授
はっとり ゆきお 服 部 幸 應	学校法人服部学園理事長
はやし ゆうぞう 林 裕 造	元国立衛生試験所安全性生物試験研究センター長
ほそかわ まさし 細 川 允 史	酪農学園大学教授
まえだ やすひこ 前 田 安 彦	宇都宮大学名誉教授
むらかみ もとこ 村 上 紀 子	女子栄養大学教授

：委員長 ：副委員長

事 務 局 名 簿

役 職	氏 名
福祉保健局健康安全室長	中井 昌利
福祉保健局参事（食品医薬品安全担当）	浅井 葵
福祉保健局健康安全室健康安全課長	秋山 義和
福祉保健局健康安全室食品監視課長	小川 誠一
福祉保健局健康安全室薬事監視課長	中村 憲久
福祉保健局健康安全室副参事（食品医薬品情報担当）	古田 賢二
福祉保健局健康安全室副参事（健康危機管理情報担当）	堅多 敦子
福祉保健局健康安全室副参事（食品危機管理担当）	長島 建一
健康安全研究センター微生物部長	諸角 聖
健康安全研究センター食品化学部長	安田 和男
健康安全研究センター環境保健部長	上村 尚
健康安全研究センター計画調整課長	山川 浩子
健康安全研究センター広域監視部食品監視指導課長	金谷 和明
市場衛生検査所検査課長	池田 誠
芝浦食肉衛生検査所検査課長	舩山 芳樹
健康安全研究センター微生物部副参事研究員	広門 雅子
産業労働局農林水産部食料安全室副参事 （食の安全対策担当）	武田 直克

座 席 表



東京都食品安全条例（平成十六年東京都条例第六十七号） 抜粋

（知事の安全性調査）

- 第二十一条 知事は、食品による健康への悪影響を未然に防止するため、当該悪影響の起こり得る蓋然性及びその重大性の観点から必要と認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を執る場合を除き、食品等に含まれることにより健康に悪影響を及ぼすおそれがある要因について、必要な調査を行うことができる。
- 2 知事は、前項に規定する調査の実施に必要な限度において、事業者又は事業者により構成される団体その他の関係者から報告を求め、その職員をしてそれらのものの事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所に立ち入って、食品等、生産資材、施設、設備、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は試験若しくは検査を行うため必要な限度において、食品等、生産資材その他の物件の提出を求めることができる。
 - 3 前項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 4 知事は、食品の安全の確保を図るために必要があると認めるときは、第一項に規定する調査の経過及び結果を明らかにするものとする。
 - 5 知事は、第一項に規定する調査の実施に当たっては、あらかじめ第二十七条第一項に規定する東京都食品安全情報評価委員会（以下この条及び次条において「情報評価委員会」という。）の意見を聴くものとする。ただし、健康への悪影響を未然に防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ情報評価委員会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。
 - 6 前項ただし書の場合においては、知事は、第一項に規定する調査を行った後相当の期間内に、その旨を情報評価委員会に報告し、その意見を聴くものとする。
 - 7 前二項に定めるもののほか、知事は、第一項に規定する調査に関し必要があると認めるときは、情報評価委員会の意見を聴くことができる。
 - 8 都は、第二項の規定により事業者から物件を提出させたときは、正当な補償を行うものとする。
 - 9 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（措置勧告）

- 第二十二条 知事は、前条第一項に規定する調査の結果、食品による健康への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を執る場合を除き、事業者又は事業者により構成される団体その他の関係者に対し、健康への悪影響の防止に必要な措置を執るべきことを勧告するとともに、その旨を公表することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ情報評価委員会の意見を聴くものとする。ただし、健康への悪影響を未然に防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ情報評価委員会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。
 - 3 前項ただし書の場合においては、知事は、第一項の規定による勧告を行った後相当の期間内に、その旨を情報評価委員会に報告し、その意見を聴くものとする。
 - 4 知事は、第一項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る事業者又は事業者

により構成される団体その他の関係者に対し、あらかじめ当該勧告に係る事案について意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(東京都食品安全情報評価委員会)

第二十七条 食品等の安全性に関する情報について調査を行い、その結果を知事に報告するため、知事の附属機関として、東京都食品安全情報評価委員会(以下「情報評価委員会」という。)を置く。

- 2 情報評価委員会は、次に掲げる事項を調査し、知事に報告する。
 - 一 食品等の安全性に関する情報の分析及び評価に関すること。
 - 二 第二十一条第一項に規定する調査及び第二十二条第一項の規定による勧告に係る食品等の安全性に関すること。
 - 三 前二号に掲げる事項について調査を行った結果に係る都、都民及び事業者の相互間の情報の共有化及び意見の交流の方法に関すること。
- 3 情報評価委員会は、都民及び学識経験を有する者のうちから、知事が任命する二十名以内の委員で組織する。
- 4 委員の任期は、二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 専門の事項を調査するため必要があるときは、情報評価委員会に専門委員を置くことができる。
- 6 委員及び専門委員は、非常勤とする。
- 7 情報評価委員会は、所掌事項に係る調査を行うため必要があると認めるときは、学識経験を有する者から意見又は説明を聴くことができる。
- 8 第三項から前項までに定めるもののほか、情報評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

東京都食品安全情報評価委員会規則（平成十六年東京都規則第七十九号）

（趣旨）

第一条 この規則は、東京都食品安全条例（平成十六年東京都条例第六十七号。以下「条例」という。）第二十七条第八項の規定に基づき、東京都食品安全情報評価委員会（以下「情報評価委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（専門委員）

第二条 条例第二十七条第五項に規定する専門委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

（委員長及び副委員長）

第三条 情報評価委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、情報評価委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（招集）

第四条 情報評価委員会は、知事が招集する。

（定足数及び表決数）

第五条 情報評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 情報評価委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（専門委員会）

第六条 情報評価委員会は、所掌事務を分掌させるため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、委員長の指名する委員及び専門委員をもって組織する。

3 専門委員会に座長を置き、専門委員会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 専門委員会は、委員長が招集する。

5 専門委員会は、所掌事項に係る調査を行うため必要があると認めるときは、学識経験を有する者から意見又は説明を聴くことができる。

6 専門委員会の議事の定足数及び表決数については、前条の規定を準用する。

7 座長は、専門委員会の事務を総理し、調査の経過及び結果を情報評価委員会に報告する。

8 情報評価委員会は、その議決により専門委員会の議決をもって情報評価委員会の議決とすることができる。

（庶務）

第七条 情報評価委員会の庶務は、福祉保健局において処理する。

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、情報評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が情報評価委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 平成十六年七月三十一日までの間、第七条中「福祉保健局」とあるのは「健康局」と読み替えるものとする。